

船橋市木造住宅除却助成事業要綱

令和 7 年 3 月 2 7 日

建指第 3 7 3 5 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、船橋市耐震改修促進計画に基づき、木造住宅の除却に要する費用の一部を助成することにより、市民の住宅の安全性に対する意識の啓発を図り、市民の生命及び財産に被害が生じることを未然に防ぐことを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 木造住宅 木造一戸建ての住宅又は併用住宅をいう。
- (2) 併用住宅 住宅及び住宅以外の用に供する部分（所有者が自ら経営しているものに限り。）がある建築物で、住宅以外の用に供する部分の床面積の合計が、延べ面積の 2 分の 1 未満のものをいう。
- (3) 耐震診断 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 7 年法律第 1 2 3 号。以下「法」という。）第 2 条第 1 項に規定する耐震診断で、一般財団法人日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める一般診断法又は精密診断法（時刻歴応答計算による方法を除く。）に基づき行うことをいう。
- (4) 除却 木造住宅全て（これに附属する門及び塀を除く。）を除却することをいう。
- (5) 耐震診断者 一般社団法人千葉県建築士会船橋支部又は公益社団法人千葉県建築士事務所協会船橋支部のいずれかに所属している建築士（建築士法（昭和 2 5 年法律第 2 0 2 号）第 2 条第 2 項、第 3 項及び第 4 項に規定する一級建築士、二級建築士及び木造建築士をいう。以下同じ。）であって、千葉県が主催する木造住宅の既存建築物耐震診断・改修講習会又は耐震診断資格者講習（建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成 7 年建設省令第 2 8 号）第 5 条第 1 項各号に掲げる者をいう。）を修了した者をいう。
- (6) 施工者 除却の工事を行う者で、次のア又はイのいずれかに該当する者をいう。

- ア 市内に本店、支店又は営業所等を開設している者で、建設業法（昭和24年法律第100号）別表第1の下欄に掲げる土木工事業、建築工事業又は解体工事業に係る同法第3条第1項の規定による許可を受けている者であること。
 - イ 市内に本店、支店又は営業所等を開設している者で、建設工事に係る資材の再生資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第21条第1項の登録を受けている者であること。
- （7）助成事業 船橋市木造住宅除却助成金（以下「助成金」という。）の対象となる除却に係る事業をいう。

（助成対象の要件）

第3条 助成の対象となる木造住宅（以下「助成対象住宅」という。）は、次の各号に掲げる要件の全てに該当するものとする。

- （1）船橋市内に所在していること。
 - （2）昭和56年5月31日以前に建築工事に着手したものであること。
 - （3）地上階数が2以下であること。
 - （4）在来軸組工法により建築したものであること。
 - （5）次のア又はイのいずれかに該当し、地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は倒壊の危険性が高い、若しくは倒壊の危険性があると判断されたものであること。
 - ア 耐震診断者が行った耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満であること。
 - イ 「住宅・建築物耐震改修事業を活用した旧耐震基準の木造住宅の除却における耐震診断について（技術的助言）」（令和5年国住市第40号）の、（別添）「旧耐震基準の木造住宅の除却における容易な耐震診断調査票」により調査した結果、倒壊の危険性があると判断された木造住宅であること。
 - （6）第6条第1項に規定する助成金交付決定を受けて実施する除却に要する費用に対して、本要綱に基づき交付される助成金を除く、国又は地方公共団体等から他の助成金等の交付を受けないこと。
 - （7）過去に「船橋市木造住宅耐震改修助成事業要綱（平成20年住第803号）」、「船橋市緊急輸送道路沿道建築物耐震改修助成事業要綱（平成31年建指第1247号）」又はその他国若しくは地方公共団体等による助成金等の交付を受けて耐震改修工事を実施していないこと。
- 2 助成の対象となる者は、次の各号に掲げる要件の全てに該当する者とする。

ただし、第1号に掲げる要件にあっては、市長が必要であると認める場合は、この限りでない。

- (1) 助成対象住宅の所有者であること。ただし、法人を除く。
- (2) 市税の滞納がない者であること。
- (3) 船橋市暴力団排除条例（平成24年船橋市条例第18号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員等又は同条例第7条第1項に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団等」という。）でない者であること。
- (4) 所有者が複数いる場合は、除却の実施について所有者全員の同意を得られた者であること。
- (5) 販売を目的として、除却をしない者であること。

（助成金の額）

第4条 市長は、予算の範囲内において、前条に規定する木造住宅の所有者に対し、当該木造住宅の除却に要する費用の一部について助成金を交付することができる。

- 2 前項に規定する助成金の額は、除却の工事に要する費用の23パーセントを乗じ、千円未満の端数を切り捨てて得た額とし、20万円を限度とする。

（交付申請）

第5条 除却に係る助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、助成事業に係る契約を締結する前に、船橋市木造住宅除却助成金交付申請書（第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 助成対象住宅の登記事項証明書
- (2) 耐震診断報告書の写し又は旧耐震基準の木造住宅の除却における容易な耐震診断調査票
- (3) 助成対象住宅の図面及び外観写真
- (4) 除却の工事に要する費用に係る見積書又はその写し
- (5) 施工者が第2条第6号に該当する者であることを証する書類の写し
- (6) 市税を滞納していないことを証する書類
- (7) 所有者が複数いる助成対象住宅である場合は、除却の実施について所有者全員の同意を得たことを証する書類
- (8) その他市長が必要と認める書類

(交付決定等)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、次の各号に掲げる事項を審査し、適正と認めたときは助成金の交付決定を、不適正と認めたときは助成金の不交付決定をするものとする。

- (1) この要綱及び予算に違反していないか。
- (2) 目的及び内容が適正であるか。
- (3) 金額の算定に誤りがないか。

2 市長は、前項の場合において適正な交付を行うため必要があるときは、助成金の交付に係る事項に修正を加えて交付決定をすることができる。

(交付条件)

第7条 市長は、前条の規定により助成金の交付決定を通知する場合において、必要があるときは当該助成金の交付について次の各号に掲げる条件を附することができる。

- (1) 助成事業の内容の変更（市長が認める軽微な変更を除く。）をする場合においては、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (2) 助成事業を中止する場合においては、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (3) 助成事業が予定の期間内に完了しない場合又は助成事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告して、その指示を受けること。
- (4) 交付決定の日から90日以内に助成事業を完了し、かつ、関係書類を添えて、速やかに市長に報告すること。
- (5) 船橋市木造住宅除却助成事業要綱を遵守すること。

2 市長は、必要があると認めるときは、前項に定めるもののほか必要な条件を附し、又は指示することができる。

(交付決定等の通知)

第8条 市長は、助成金の交付決定をしたときは、速やかにその決定の内容及びこれに条件を附した場合にはその条件を船橋市木造住宅除却助成金交付決定通知書（第2号様式）により申請者に通知する。

2 市長は、助成金の不交付決定をしたときは、速やかにその決定の内容及びその理由を船橋市木造住宅除却助成金不交付決定通知書（第3号様式）により申請者に通知する。

(交付申請の取下げ)

第9条 申請者は、前条第1項の規定による通知を受けた場合において、決定内

容又はこれに附された条件に不服があるときは、申請の取下げをすることができる。

- 2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る助成金の交付決定はなかったものとみなす。

(助成事業の遂行)

第10条 第6条第1項の規定による助成金の交付決定を受けた者（以下「助成事業者」という。）は、助成金の交付の対象となった事業計画及び交付決定に附した条件その他市長の指示に従い、速やかに助成事業を行わなければならない。

(権利譲渡等の禁止)

第11条 助成事業者は、助成金を受ける権利を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(計画変更等の承認)

第12条 助成事業者は、助成事業の計画を変更（市長が認める軽微な変更を除く。）しようとするとき又は助成事業を中止しようとするときは、速やかに船橋市木造住宅除却助成事業計画変更・中止承認申請書（第4号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長の承認を受けなければならない。

- (1) 船橋市木造住宅除却助成金交付決定通知書の写し
- (2) 計画変更する場合にあっては、当該変更に係る書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、当該申請の内容を審査し、速やかにその決定の内容及びこれに条件を附した場合にはその条件を船橋市木造住宅除却助成事業計画変更・中止承認通知書（第5号様式）により助成事業者に通知する。

(検査)

第13条 市長は、除却に係る工事の内容を確認するため必要があるときは、助成対象住宅及びその土地に立ち入って検査を行うことができる。

- 2 市長は、前項の規定による検査を行う場合において、助成事業者及び施工者の立会いを求めることができる。
- 3 助成事業者及び施工者は、検査に協力しなければならない。
- 4 市長は、検査の結果、除却に係る工事の内容が助成事業の計画と異なると認めるときは、助成事業者及び施工者に、当該工事の改善を指示することができる。

る。

- 5 市長は、前項の規定による指示を行った場合において、再度検査を行うことができる。

(実績報告)

第14条 助成事業者は、助成事業が完了したときはその完了した日から20日以内の日又は助成金の交付決定に係る会計年度の2月28日のいずれか先に到来する日までに、船橋市木造住宅除却助成事業実績報告書（第6号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

- (1) 助成対象住宅を全て除却した状況が確認できる写真
- (2) 除却の工事に係る契約書の写し
- (3) 除却の工事に要した費用に係る領収書の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

(助成金額の確定等)

第15条 市長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、実績報告書等の書類の審査及び第13条に規定する検査により、その報告に係る助成事業の成果が助成金の交付決定の内容及びこれに附した条件に適合するものであるかどうかを審査し、適合すると認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し、その旨を船橋市木造住宅除却助成金確定通知書（第7号様式）により、当該助成事業者に通知する。

- 2 助成金は、前項の規定により確定した額を助成事業が完了した後において交付する。

(是正のための措置)

第16条 市長は、前条の規定による審査又は検査の結果、助成事業の成果が助成金の交付決定の内容及びこれに附した条件に適合しないと認めるときは、当該助成事業について、これに適合させるための措置をとるべきことを当該助成事業者に対して命ずることができる。

- 2 第14条の規定は、前項の規定による命令に従って行う助成事業について準用する。

(交付決定の取消等)

第17条 市長は、助成事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定を取消すことができ、その旨を船橋市木造住宅除却助成金交付決定

取消通知書（第8号様式）により当該助成事業者へ通知する。

- （1）偽りその他不正の手段により助成金の交付決定を受けたとき。
 - （2）暴力団等であることが判明したとき。
 - （3）前2号に掲げるもののほか、助成金の交付決定の内容及びこれに附した条件に違反したとき又は市長の指示に従わなかったとき。
- 2 市長は、前項の規定により助成金の交付決定を取消したときは、助成事業者に対し当該助成金の全部又は一部の返還を船橋市木造住宅除却助成金返還命令書（第9号様式）により命ずるものとする。

（理由の提示）

第18条 市長は、助成金の交付決定の取消し又は助成事業の是正のための措置の命令をするときは、当該助成事業者に対してその理由を示さなければならない。

（関係書類の整備）

第19条 助成事業者は、助成事業に係る経費の収支を明らかにした書類を整備し、助成金の交付を受けた年度終了後5年間保管しておかなければならない。

（補則）

第20条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。